

入札監理小委員会における審議結果報告 「電子計算機の運転等業務」について

財務省大阪国税局の「電子計算機の運転等業務」事業について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

本業務は、大阪国税局において運用している国税総合管理システム及び国税電子申告・納税システム等で使用する、電子計算機の運転及びこれに付随する一切の業務、並びに国税システム及びOAシステムに付随するデータ管理業務を行うものである。

○事業期間

令和3年6月1日～令和8年3月31日（58ヶ月間）

○事業の目的

本業務では、国税情報システムを構成する、国税総合監理システムや国税電子申告・納税システムで使用されている電子計算機の運転、およびデータ媒体等の管理を行い、国税情報システムの円滑な運用を実現することを目的とする。

(2) 選定の経緯

1者応札が継続している案件として、令和元年度の事業選定において、競争性の改善を目的として「自主選定」され、令和2年7月7日閣議決定の公共サービス改革基本方針別表に初めて記載されたものであり、今回の事業が、市場化テスト第1期目となる。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

(ア) 入札参加グループによる入札参加を可能とした（【資料 2-2】 P9/76）

(イ) 業務責任者（全体調整チーフ）の要件緩和（【資料 2-2】 P46/76）

● 従来事業：

大型汎用機のオンラインシステムのオペレーション経験を5年以上。当局の運転業務と同等以上の複数かつ異機種の大規模汎用機を使用した大規模システムのオペレーション経験を3年以上、オペレータ管理者経験を2年以上

- 審議対象事業：
 - 大型汎用機のオンラインシステムのオペレーション経験を 5 年以上、オペレータ管理者経験を 2 年以上

- (ウ) チーフオペレータの要件緩和 (【資料 2-2】 P47/76)
 - 従来事業：
 - IBM 製 Tivoli の操作知識と日立製作所製 JP1 の操作知識の両方を持つ
 - 審査対象事業
 - IBM 製 Tivoli か日立製作所製 JP1 のいずれかの操作知識をもつ

- (エ) 期間の複数年化 (【資料 2-2】 P8/76)
 - 14 ヶ月 ⇒ 58 ヶ月

- (オ) 加点項目の採点基準の細分化 (【資料 2-2】 P11/76)
 - 技術点評価における各加点項目の採点基準を 3 段階に細分化

- (カ) 引継ぎ完了の確認 (【資料 2-2】 P6/76)
 - 事業実施局が「引継ぎの完了を確認する」ことを明記

- (キ) 代替要員の最低人員を明記 (【資料 2-2】 P49/76)
 - 従来事業：
 - 2 チーム編成での必要な代替要員数が不記載
(代替要員を含めると、最大 2 倍の人員の確保要)
 - 審査対象事業
 - 「全体調整チーフ及び担当ごとに 1 名以上の代替要員を確保すること」
‘(2 チームで 1 チーム分の代替要員を確保すれば良い)

- (ク) データ管理業務要員とホストオペレータとの兼務が可能
(【資料 2-2】 P51/76)
 - 従来事業の仕様書に記載していた「兼務することは認められない」旨を審議対象事業の仕様書では削除

- (ケ) 入札参加期待者への個別アプローチ

3. 実施要項 (案) の審議結果について

【論点 1】 障害発生対応のオペレーションについて、どれだけの作業量なのかが不明確なので、具体的な内容を開示することはできないか。

【対応 1】

受託者の予見可能性を向上させるため障害発生対応に係るオペレーション内容を具体的に示すよう実施要項及び仕様書を修正。

また、オペレーション手順書や業務日誌等を閲覧対象とすることを仕様書に追記するとともに、別紙5「手順書等閲覧実施要領」を追加する。

(【資料 2-2】 P41～42, 67～70/76)

【論点2】引継ぎに関し、新規参加者が安心して応札できるよう、前受託者が、確実に引継ぎに必要な対応ができることを、発注者側が保証するようなことを記載できないか。

【対応2】

現契約においても「引継ぎの確実な実施」、「当課への報告」及び「引継書の作成」を現行業者の仕様要件としており、また、審議対象事業においては「当局の確認をもって引継ぎが完了する」旨を仕様書に記載。指摘の趣旨を踏まえて、更に実施要項及び仕様書を修正。

(【資料 2-2】 P6, 41/76)

【論点3】全体調整チーフの要件で、「大型汎用機によるオンラインシステムの運用経験を5年以上有し」は必須か。この条件を緩和できないか。

【対応3】

システムの安定運用を担保するため、要員には一定期間の経験年数と操作スキルを求めている。なお、今回の調達においては、従来の全体調整チーフの要件である「当課の運転業務と同等水準以上の複数かつ異機種的大型汎用機を使用した大規模システムの経験」を削除し、要件緩和を図っている。また、現行の受託者以外の事業者ヒアリングでは「本業務において全体調整チーフに求められている5年以上の運用経験は厳しい要件とは考えていない。」との回答を得ており、更なる要件緩和は見送った。

【論点4】仕様書では、固定の人員で業務に当たることが指定されているようにも見える。受託者の工夫で少ない人数で対応できるような業務改善を織り込むことができるのであれば、そのことが良く分るような記載を検討できないか。

【対応4】

体制構築に際し、運転業務の実績を参照することとしているが、人員の固定化を求めるものではなく必要最少人員で体制が構築されていると認識。また、データ管理業務について、今回の審議対象事業において業務改善の提案内容によっては運転業務との兼務を可能とした（「兼務不可」文言を削除）が、指摘を踏まえて、同趣旨を仕様書に明記した。

(【資料 2-2】 P51/76)

4. 意見招請の対応について

令和2年10月12日から令和2年11月4日まで意見招請を行った結果、2者から19件の意見等が寄せられた。大阪国税局において内容を検討した結果、意見等を踏まえ、実施要項（案）について、提出資料の要件、要員に必要な技能や資格の要件等について緩和する、14件の修正を行った。

(【資料 2-2】 P46～48/76 等)

以上